

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月10日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員14名+推進委員6名)

### 農業委員(14名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦  
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、  
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部博、  
12番 遠藤讓一、13番 阿部進

### 推進委員(6名)

1番 松田隆春、3番 古野 弘、6番 北崎哲之、9番 奥水英治、  
10番 神谷正幸、11番 荒牧浩文

- 4 欠席委員 なし

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- (1) 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

#### 第3 報告事項

- (1) 報告第30号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第31号 農地改良行為の届出について
- (3) 報告第32号 非農地証明願の提出について

- 6 その他

- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次  
係長 松井 秀臣  
主査 原 美佐子

## 8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本日の委員14名中、14名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。2番 山本委員、3番 武田委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を願います。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

### 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を願います。

- 委員 子供さんに経営を任せるための贈与です。問題ありません。
- 議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)
- 議長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議長 続きます、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係長 **【事件番号3番 説明】**
- 議長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 現地との整合をとったもので、問題ありません。
- 議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)
- 議長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議長 続きます、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 委員 **【事件番号4番 説明】**
- 議長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

- 委員 3番と同様の内容で、問題ありません。
- 議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)
- 議長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議長 次に、事件番号5番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係長 **【事件番号5番 説明】**
- 議長 事件番号5番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 こちらも3番と同様の内容です。問題ありません。
- 議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)
- 議長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議長 次に、事件番号6番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係長 **【事件番号6番 説明】**
- 議長 事件番号6番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 上記と同じです。
- 議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入

ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委員 申請者は福岡市にお住いのようですが、実家がこちらにあるのですか。

係長 実家があり、現在も、土日に戻って農作業をされているとのこと。

議長 よろしいですか。他にありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、事件番号7番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 **【事件番号7番 説明】**

議長 事件番号7番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 上記と同様です。

議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)

議長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、事件番号8番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 **【事件番号8番 説明】**

議長 事件番号8番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 上記と同じです。

- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)
- 議 長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。
- 議 長 続きまして、事件番号9番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 **【事件番号9番 説明】**
- 議 長 事件番号9番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 上記と同じです。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(なし)
- 議 長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。
- 議 長 つづきまして、議案第44号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 15ページ議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして16ページ農地法第4条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。
- 議 長 **【事件番号1番 説明】**
- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお

願いをいたします。

委員 別にありません。

議長 事件番号1番の担当地区の農業委員、私より本案件につきまして、意見を述べさせていただきます。当人は、倉庫及び乾燥機等をこれまで保有しておらず、委託していました。今回、設置が必要となったため転用申請されるものです。

議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

議長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。

議長 つづきまして、議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。事件番号1番の案件に関しましては、春田委員の案件となりますので、議決権が行使できないようになっております。本案件が終了しますまで、一旦退室をお願いいたします。(退室)では、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 22ページ議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして23ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

**【事件番号1番 説明】**

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 別にありません。

議長 事件番号1番の担当地区の農業委員さんは、ご本人ですので、私の方より、本案件につきましての意見を述べさせていただきます。当地の隣接地でご本人が水稻を耕作していますが、市道が狭く、苗箱を下す場所がないための申請です。

- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし)
- 議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 事務局より春田委員を呼んできてください。(・・・春田委員入室)  
引き続き、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 【事件番号2番 説明】
- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 隣接地にも問題ありません。
- 議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質問、意見なし)  
無いようですので採決を行います。
- 議 長 承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 次に、議案第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 係 長 32ページ議案第46号 農用地利用集積計画の決定につきまして、33ページをご覧ください。  
農用地利用集積計画による所有権移転でございます。  
まず、個人より機構への移転として  
【説明】

次に34ページから37ページをご覧ください。  
農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

**【説明】**

議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 　なし

議 長 　無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 　次に日程第3， 報告事項でございます。  
報告第30号、農地法第18条第6項の合意解約について、  
報告第31号、農地改良行為届出について、  
報告第32号、非農地証明願の届出について、  
一括して、事務局より説明をお願いします。

係 長 　42ページ、報告第30号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、43ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項に係る報告表です。

**【説明】**

引き続き、44ページ報告第31号 農地改良行為の届出につきまして、45ページをご覧ください。  
農地改良行為の届出に係る報告表です。

**【説明】**

引き続き、49ページ報告第32号 非農地証明願届出につきまして、令和4年1月に申請がありました非農地証明願につきまして、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断された土地について、承認を求めるものであります。  
50ページ、非農地証明願届出書をご覧ください。非農地証明願に伴

う不許可転用確認報告表です。

**【説明】**

以上となります。

議 長 　ただ今の事務局からの報告、第30号から第32号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

委 員 　なし。

議 長 　質問、意見等が無いようです。これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりましたので会議を終結いたします。